

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日となる)

## ◇告 示 目 次

- 選挙管理委員会の招集
- 自衛官の募集
- 保険医等の登録
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の役員の就退任
- 解除予定の保安林(三件)
- 基本測量の終了(二件)
- 都市計画事業の認可
- 都市計画法第六十六条による告示
- 第二種大規模小売店舗についての消費者等の意見の聴取

## 告 示

### 鳥取県告示第千七百七十四号

昭和五十五年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一日時 昭和五十五年一月八日(火) 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題

1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

2 新成人研修会について

### 鳥取県告示第千七百七十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十四年度第四次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 募集期間

昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (一) 日曜日
- (二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部  
 倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所  
 米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第千七百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 本 英 彰	鳥医第二、四三三号	昭和五十四年十二月十日
原 口 順 子	鳥業第四二〇号	昭和五十四年十二月十二日

鳥取県告示第千七百七十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十四年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年(輸入)	試験結果										備考							
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性塩基性窒素	水性窒素	ペプトン消化率	D		C	P	T	D	N	ME	その他検査
神戸市 日本農産工業株式会社 神戸工場	倉吉市 鳥取ノーサン飼料株式会社 倉吉支店	①ノーサン印子豚育成用配合飼料 パクトン子豚ペレット	54.10	16.7	5.0	2.8	4.9	0.77	0.63												
		ノーサン印子豚育成用配合飼料 ハイロースM	54.10	15.3	3.7	2.8	4.9	0.71	0.62												
		ノーサン印種豚飼育用配合飼料 シゆとん用	54.10	15.0	3.6	4.8	5.5	0.90	0.57												
		②ノーサン印子豚人工乳後期用配合飼料 ミルクBペレット	54.9	21.0	5.0	1.9	5.1	0.85	0.67												
		③ノーサン印成鶏飼育用配合飼料 L-110	54.9	15.8	3.9	2.3	10.6	3.15	0.59												
		クレマツ印二種混合飼料 竹号	54.10	9.1			1.5														
		神戸市 協同飼料株式会社 神戸工場	倉吉市 桑田商店 小 鴨運送第2倉庫	ハイコロ30ペレット	54.9	16.6	3.8	2.7	4.6	0.73	0.55										
				ハイコロ10	54.9	16.9	6.3	2.7	5.0	0.73	0.60										
				マタ8プラスペレット	54.9	18.9	4.5	2.2	4.6	0.71	0.63										
				協同印種豚用山陰種豚	54.9	14.4	3.2	2.4	5.5	1.04	0.50										

福岡市 河田飼料株式 会社 福岡工場	米子市 山陰食鶏農業 協同組合飼料 中継基地	⑧ナルカ印ゾロイラー肥育後 期用配合飼料 ハイゾロイラ ー・G I	54.10	18.6	7.3	1.8	4.6	0.95	0.72													
		⑨ナルカ印ゾロイラー肥育前 期用配合飼料 ハイゾロイラ ー・S I	54.10	22.2	7.8	2.2	5.1	0.91	0.75													
境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	ナルカ印野用肉用種鶏飼育用 配合飼料 マザーエース	54.10	17.4	8.9	2.8	12.2	3.91	0.80													
		⑩くみあい配合飼料 ビゾエ ースエクストラ	54.10	17.0	3.9	2.4	4.3	0.62	0.51			14.1	77.0									
境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	くみあい配合飼料成鶏用山陰 コープマツシュ17	54.10	17.0	4.5	3.2	9.0	2.84	0.55											2730		
		⑪くみあい標準配合飼料 パ ワーゾロー後期	54.10	18.4	6.2	2.7	5.1	1.07	0.69												3030	
		くみあい配合飼料 和牛繁殖 連産1号	54.10	16.6	2.5	5.3	6.9	0.94	0.85			13.3	66.7									
		くみあい配合飼料 メガトン エース	54.10	15.5	3.8	2.5	4.6	0.66	0.55			12.6	75.6									
		くみあい配合飼料 種豚用S	54.10	15.8	3.3	3.3	4.4	0.72	0.51			12.6	74.1									
		くみあい配合飼料 肉種鶏成 鶏用	54.10	16.6	4.4	3.6	9.3	2.78	0.63													2750

丸亀市 船入糧工株式 会社 丸亀工場	西伯郡淀江町 船入飼料株式 会社 鳥取流 通センター	イリフネ印牛用飼料	ビーフ ペレット	54.9	12.6	1.6	6.9	17.2	3.48	0.9								12.2	71.2		
	広島市 船入糧工株式 会社 広島工場	イリフネ肉豚用配合飼料 イクロボーク イリフネ印は乳期子牛育成用 配合飼料 カーフミルクレペ ット	イリフネ牛用配合飼料	マ	54.10	13.7	3.5	2.2	4.6	0.76	0.63										
			二種混合 (粉末)	マ	54.9	9.3			1.6												
		イリフネ牛用配合飼料	マ	54.9	16.6	2.6	4.7	5.9	0.86	0.50											

注 1. 飼料の名称の欄中「**○**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄中、栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、表示分量に於いて過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。また、安全性に関する検査にあつては、異常が認められなかった場合は、その検査項目を示し、異常が認められた場合は、その検査項目及び分析結果を示す。

**鳥取県告示第千七百七十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

勝谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	田中修	気高郡鹿野町大字岡木五二一
"	高田善蔵	五七
"	山根壽幸	四四
"	石田音松	乙亥正二五一
"	井上 恭	中園三三
"	飯田允男	一八四
"	徳岡春雄	岡木四九
"	大角藤一	一一三
"	谷口武夫	五三
"	谷口章	四三二一二
"	山下龍治	五七〇一二
"	山下五雄	九六
"	佐々木清一	乙亥正二五〇
"	清水弾政	岡木一一二
監事	飯田茂	中園一八三
"	高田安丈	岡木八〇
"	高木茂穂	四六二

任期満了により退任

勝谷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	田中修	気高郡鹿野町大字岡木五二一
----	-----	---------------

逢坂地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

"	山下勇	中園一六八
"	山根壽幸	岡木四四
"	谷口輝夫	五三
"	恩田幸夫	一二六
"	山本守夫	乙亥正二四四一一
"	井上 恭	中園三三
"	谷口章	岡木四三二一二
"	山下龍治	五七〇一二
"	山下清	一一四
"	清水弾政	一一二
"	徳岡春雄	四五
"	徳岡憲治	八三
"	佐々木保一	乙亥正二五〇
監事	高木茂穂	岡木四七九
"	高田成幸	八〇
"	飯田修三	中園一九三

昭和五十四年四月一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し同月八日就任 任期四年

逢坂地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	井上信男	気高郡鹿野町大字小別所一九三
"	三谷勉	八四
"	土橋捷則	鷲峯四六八

山根勝実	田中顕人	兼平行雄	浜辺兼雄	鈴木才三	竹中重実	地原進	平尾柳太郎	地原睦男	田中辰雄	久野秋正	久野輝之	久野光男	林寿三郎	原田治雄	伊藤英治	林重範	田中義人	山根光雄	山口善儀	山本丈夫	宇田川義保	木下富昌	今本徹
鹿野町大字鷺峯八三六	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四	鹿野町大字飯里一九四
上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四	上原三五四

田中耕祐 郡家九〇  
 鈴木丈之 八東水六七  
 土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十四年十一月一日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第千七百七十九号  
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
 昭和五十四年十二月二十八日  
 鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 気高郡気高町大字八東水字姫路二七〇六ノ一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
 飛砂の防備

三 解除の理由  
 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字大ナル一九九八の一、一九九九（以上二筆に  
ついて、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

かんがい施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一水準測量）

二 作業地域

鳥取市

三 終了年月日

昭和五十四年十二月八日

鳥取県告示第千八百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（確定測量基準点測量）

二 作業地域

倉吉市、八東町、若桜町、郡家町、岩美町及び大栄町

三 終了年月日

昭和五十四年十二月十日



鳥取県告示第千八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 第三―四―一号樋ノ上川線

三 事業施行期間

昭和五十四年十二月二十八日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

境港市馬場崎町地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第千八百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による鳥取都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定によ

り、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第六―六―一号布勢総合運動公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

鳥取市布勢字水入、字鶴指奥、字大間谷、字大間谷口、字大間谷奥、字山本、字矢内谷奥、字糝谷口、字糝谷奥及び字鶴指鼻、里仁字尺八谷ノ一、字尺八谷ノ二、字糝谷、字岩ヶ谷ノ一、字岩ヶ谷ノ二、字後谷奥及び字笹尾鼻ノ二並びに桂見字日焼及び字下山地内  
使用の部分  
なし

公 告

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により次の第二種大規模小売店舗について消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のものの意見を聴きたいので、意見を述べようとする者は、その意見書を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、昭和55年1月8日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

昭和54年12月28日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 八 村 信 三

第二種大規模小売店舗

- 1 名称及び所在地  
家具センター加納 倉吉市大正町1075—13、1075—98、1076—76
- 2 届出者の名称及び所在地  
有限会社加納 鳥取市二階町二丁目216
- 3 開店日  
昭和55年1月20日
- 4 店舗面積  
1,462平方メートル

- 5 閉店時刻  
午後6時
- 6 休業日数  
年間10日
- 7 主として販売する物品の種類  
家具、室内装飾品

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】